

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第

卷四十三第

行發日一月一年七和昭

新年特別號

非募債主義の考察……………法學博士 神戸 正雄

精神科學の新分類論吟味……………文學博士 米田庄太郎

景氣に於ける勢力の作用……………文學博士 高田 保馬

穀物專賣論……………經濟學士 八木芳之助

會計學の本質と其の問題……………經濟學士 蜷川 虎三

長期景氣波動の研究……………經濟學士 柴田 敬

魚食論……………法學博士 財部 靜治

經營經濟學に於ける認識目的の規範者……………經濟學士 大塚 一朗

貨幣價值安定より見クレヂットに就いて……………經濟學士 松岡 孝兒

徳川時代諸藩の國產會所に就いて……………經濟學士 堀江 保藏

商人排除の傾向に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

經濟學の認識主觀としの實踐哲學者……………經濟學博士 石川 興二

土佐藩に於ける育子令に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎

企業の競争……………經濟學博士 小島昌太郎

英米の所得稅……………經濟學博士 沙見 三郎

新著外國經濟雜誌主要論題……………

(禁 轉 載)

經營經濟學に於ける認識目的の規範者

大塚 一朗

はしがき

經營經濟學は獨逸に於ては、其の前稱私經濟學の時代以來、特に、かの Weyermann 及び Schönitz の兩氏が *Grundlegung und Systematik einer wissenschaftlichen privatwirtschaftslehre*, 1912, Karlsruhe を著はしてより此の方、激しく幾多の著名なる學者によつて其の學問的性質が論議された¹⁾。

我國に於ても亦渡邊、上田の兩博士が東京に於て斯學の講座を開かれて以來、殊には近年、少壯の斯學専門研究家がひき續き獨逸より歸朝せられて此の方、ひとしく此の問題について、彼國に於けるそれに劣らぬ程の熱心さを以つて、論議の重ねられて來たことは周知のところである。

而して、我國に於ける斯學専門の學者が右の論議に於て示された所から見れば、其の研究對象乃至は認識目的に關する見解に於て必ずしも一致せざるものありと雖も、其の殆ど全部が、斯學に、國民經濟學のそれに對立する獨特の研究對象乃至は認識目的を認め、これを、一科の純粹經驗科學として成立せしめんことに、努力してゐられることは亦、人の知るところである。²⁾

1) Söllheim, "Einzelwirtschaftslehre, ihre Erkenntnisse und Methoden." Archiv für die Fortschritte betriebswirtschaftlicher Forschung und Lehre, Bd. 4, 1927. S. 5 ff. 參照

2) 谷口吉彦. 商業組織の特殊研究. 昭和6年11月. 三九. 四〇頁參照

此の間に、ひとり異色をなすものは小島博士の見解である。博士は經營學に對して、正確なる典型概念を以て把握された、經濟學のそれに對立する獨特の等質的研究對象を否認せられ、從つて經營學は一科獨立の純粹經驗科學たるの論理的基礎を缺けるもので、それは實學の一種に外ならぬとされておられる。博士はいはれる。

『私は、今日、新たに成立せんとする機運にある所の經營學なるものを以て、經濟學とは別な獨立の學問として成り立たんとするものであらうと思ふ。この經營學を以て、經濟學とは別な獨立の學問であるとする以上は、これは經濟事象の本質を闡明せんとするものではなく、むしろ經營に於ける目的―指導意志の日子す所―を實現するに必要な、諸種の知識の體系よりなる學問と解するの外なきものと思ふ。そして、此の見解は、經營學の學者達が、その學問を如何に解説し居るかに拘はらず、彼等が實際に取扱つて居る所に最もよく適合するものと思ふ。

この意味に解せられたる經營學は、科學ではなくして前に述べたる實學である。従つて、それは對象なるものをもたずして、ただ或る指導意思の目的とする所を、實現するに最も適當なる、そしてまた最も役立つ所の知識を、各種の科學その他より呼び集めて、これをその目的に従つて整理し、體系に構成するにある。即ち、この意味に於ける經營學は、一口に言へば、經營に役立つ學問である。』

本論記述の便宜上、ここに、經營經濟學の學問的性質に關する私見を、簡單に一言しておかう

と思ふ。

典型的概念を以て、論理的に把握せらるべき一定の現象範圍たる經濟現象を研究の對象としてこれに就いて夫々理論的認識目的及び歴史的認識目的を認識することを任務として夫々純粹經驗科學たる、理論的國民經濟學及び歴史的國民經濟學が、論理的に成立し得べく、且つ既にそれらが發達の途上にあることを顧みれば、其の研究對象の點より見るも、又其の認識目的の點より見るも、國民經濟學と對立的に、又は其の統一的本論に對する補助的分科の意味に於ても、別に一科の純粹經驗科學としての經營經濟學を構成し得べき論理上の基礎も無ければ、又その學史的餘地もないと思ふ。

經營經濟學とは實に、營利企業、費用補償企業、および家計等諸種の類型的個別經濟を、夫々別に、研究の對象とし、それらの個別經濟が、夫々一定の目標 (Ziel) に到達する爲めにとるべき、即ち當爲 (das Sollen) たる、最も適當な態容を、究極の認識目的とする所の數箇科學の概稱である。従つて、經營經濟學なる單一科學の成立は否定されるけれども、研究對象としての各種類型的個別經濟と、夫々特有なる、一定の目標とによつて規定された、一定の論理的性質を有する諸問題の解決を任務とする數個の相獨立する、統一的な、智識體系としての、經營經濟學の成立は、これを認めなければならぬ。

換言すれば、各個の經營經濟學の研究對象は各種類型的個別經濟であり、その認識目的は、各

種の類型的個別經濟が一定の目標に對して夫々執るべき、當爲としての、原則的態容である。而して、その研究對象が經濟現象たる點に於て、正しくそれは經濟科學の一科である。ただ此の立言の基礎づけの爲めには、正しき、經濟概念に關する説明を必要とするはいふまでもない。ここに原則的態容といふは、既に早く、K. Menger が斯學の認識目的について指摘せるが如く、それが、各個の具體的の場合に於て、其儘に實行せらるべき所謂處方 (Rezept) に非ることを意味してゐる。抑も、かくの如き處方が、豫め體系的に與へられ得べきものなりや否やの論議は、今姑くこれを措く。

かくて、私は經營經濟學は、經濟現象を研究對象とする經濟科學の一科であることを主張するのであるけれども、それは、當爲 (das Sollen) を認識目的とするのであるから、存在 (das Sein) そのものを認識目的とする、理論的國民經濟學や歴史的國民經濟學やとひとしく、これを、純粹經驗科學とするは當らぬ。その認識目的の論理的性質から見て、正に、それは實際科學 (eine praktische Wissenschaft) 又は技術論 (eine Kunstlehre) と呼ばれる範疇の科學である。(註一)

(註一) Spann は最高價值に對する低次價值の妥當的排列の規定を任務とする科學をば das Sollen に關する科學として Normative Wissenschaft, 規範科學と呼んでゐる。倫理學、美學、論理學、法律學等はこれに屬すとされる。

(O. Spann, Fundament der Volkswirtschaftslehre, 1923. S. 298-299.) 經營經濟學は、しかしながら、其の認識目的の規範者たる一定の目標が Spann の所謂最高價值との關係に就いて如何なる意義を有するかを、前提的に、全く論議せざるものであるから、其の認識目的は絕對的 Sollen の性質を有せるものであり、精々これを相對的 sollen といひ得るに止まるであらう。これ私が、斯學を規範科學と稱せざる所以である。

4) Grundzüge einer Klassifikation der Wirtschaftswissenschaften. S. 16. (Sonderabdruck aus Conrads Jahrbücher N. F. Bd. XIX. 1889.)

尤も、右の實際科學としての經營經濟學が固有の究極問題を解明するは、單なる直觀的方法によるのではなく、それは、個別經濟に於ける客觀的事象についての正確なる理論的及び歴史的智識に基きそれを前提とする推理の方法によるべきものである。されば、一般に實際科學が然るが如く、經營經濟學も亦、其の體系中に、當爲を示す智識の外に、其の成立の爲めの手段的、前提的智識として、究極的な固有の認識目的によつて制約された、個別經濟の存在性に關する、多くの理論的及び歴史的乃至は又記述的な知識をも、併せて包攝すべき論理的要求を有することはいふまでもないのである。

このことは又、從來、多くの經營經濟學の述作に就いて何人も實際に看取する所である。經營經濟學が單に、合目的なる個別經濟活動の態容を記述するものに過ぎざるもと見るが如きは、約二十五年來の斯學發展の實狀を知らざるものといはねばならぬ。(註二)

經營經濟學が、其の體系中に、個別經濟の存在性に關する廣汎なる純粹客觀的認識成果を包攝せざるを得ぬ論理的要求を有することは前述の如くであるが、それらの智識は實は斯學の究極的認識目的に達する爲の前提的又は手段的智識たる以外の意義を有するものではない。かつ、それらは、總て、斯學固有の認識目的の制約の下に把握せられ、従つて對象上の事情の意義に制約せられた客觀的體系を備へ得べきものではない。されば、經營經濟學に於ては、一二の學者の方法論的意見にも不拘、(註三)純粹科學的部門と政策的部門との嚴密なる分別を可能ならしむべき餘

地は何處にも見出し難い。況や、前者を以て國民經濟學と對立し、又はその特殊部門たる一科の純粹經驗科學とするが如きは技術的科學の何たるかを顧みざる机上の見解であるといはねばならぬ。以上は、經營經濟學の學問的性質をば、超越的見地から見た私見に就いて一言せるものにならない。

(註二) Leiner, Selbstkostenberechnung industrieller Betriebe, (1905) 及び Calmes, Fabriktrieb, (1906) の發刊と Schmalenbach による Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung の設立(1906)以來の斯學の實狀を意味する。

(註三) R. Seyfert, Über Begriff und Aufgaben der Betriebswirtschaftslehre, 1928, S. 22 に於ける意見は其の一例である。

併しながら、今、立場をかへて、從來、經營經濟學、私經濟學、乃至は個別經濟學と呼ばれて來た學問の部門に就いて、其の本質的根問題となされて來たものを用意深く摘出し、且つ、其の本質的根問題の解決の爲めに執られた方法を仔細に吟味して見るならば、恐らくは何人も、學史的基礎に出發せる、斯學の學問的性質に關する見解が、上述の超越的見地から見た私見と一致せざるを得ぬことを首肯するであらう。

早く既に、Weyermann-Schönitz の純粹經驗科學的私經濟論に對する批評に關聯して、經營經濟學或は私經濟學の技術論的又は實際科學的性質を主張せる Schmalenbach を繞る一團の人々、否 Riegvr, Söllheim, Lisowsky 等主として單なる方法論的論述を發表せる極めて少數の人々を除き、實に、近代經營經濟學の研究者の殆ど全部は、もとより、個々の研究者に於ける明示、默示或は程度の強弱の差違こそあれ、ひとしく、斯學を以て Kunstlehre 或は Praktische Wissenschaft

- 5) Die privatwirtschaftslehre als kunstlehre, Ztschr. f. handelsw. Fovschung 1912. S. 304. ff.
- 6) Einführung in die privatwirtschaftslehre. Nürnberg 1928.
- 7) a. a. O.
- 8) „Die Betriebswirtschaftslehre im System der Wirtschaftswissenschaften.“ Ztschr. f. B. 1929.S. 561 ff.

として解してゐる。⁹⁾

而して、此の傾向が、最近の獨逸經營經濟學界に於て、益々意識的に顯著にされつつあることは、斯學研究者の容易に看取し得る所でなくてはならぬ。

獨逸に於ける、かくの如き傾向に對して、前述の如く、我國に於ける斯學専門の諸家が殆ど擧げて、斯學の純粹經驗科學性の闡明の爲に努力せられつつあることは、甚だ興味深き對照といへるであらう。我國に於けるかくの如き傾向は、かつて獨逸に於て、Brentano (註四)が斯學の營利政策性を痛撃して以來、斯學の社會的存在を護らんとして、其の本質的問題の性質に就いての深き反省も無く、只管、斯學の純粹經驗科學性が叫ばれた當時の實勢に影響されてゐる所もあるやに惟はれるが、もとよりそれは斷定の限りでは無い。

(註四) Brentanoは *Bankarchiv*, 1912. Heft. I に於いて、Weyermann-Schönitzの科學的私經濟論に對して、それが營利政策性を持つが故に科學たるの資格なしとして激しき論難を加へた。其の批評は既に屢々説かれた如く、まことに虛妄のものであつた。しかし、さなきだに、ともすれば、*Kunstlehre*なる名稱を卑賤視せんとする傾向ありし當時に於て、それが彌が上にも、斯學の専門家をして斯學の純粹經驗科學性を叫ばめした一動因をなせる跡あるを窺はしめる。

以上、本論に對するはしがきたる限に於て、經營經濟學の學問的性質に關する私見を簡單に一言したのである。これに對する是正を乞はんが爲めには、其の前に、更らに多くの前提的論述を要することはいふまでもない。

即ち、先づ私はこれに對して、經濟一般、國民經濟、個別經濟、經營一般、企業一般、營利企

9) Sieber, Objekt und Betrachtungsweise der Betriebswirtschaftslehre, 1931, S. 14, S. 23.

業、費用補償企業、家計、科學、研究對象、認識目的、理論科學、歷史科學、技術的又は實際的科學等諸多の概念に關する私見を述べねばならぬ。而して後にはじめて、斯學の性質に關する私見の當否が批判を受くべき資格を持つに至るであらう。併し、便宜上、それは他の機會に譲り、ここにはただ、前述せる所を手引として、頭書の題目を少しく論じて見やうと思ふ。

既に述べたる如く、經營經濟學は各種の類型的個別經濟を研究の對象となし、これに就いて、夫々の個別經濟が一定の目標に到達する爲めにとるべき、最も適當なる原則的活動態容を究極的の認識目的とする一科學である。従つて、その認識目的は、これに對して與件的に設定せらるべき夫々の一定目標によつて規範せられることはいふまでもなく、その一定目標の内容の相異に應じて、認識目的の内容も亦相異なるものとなるを避け難い。ここに於て、經營經濟學なる學問は、自ら、相互に獨立なる數個の部門に分立することとなる譯である。これら數個の相分立する、營利企業の經營經濟學（これは又言語の慣用的意義に顧みて、商工經營經濟學とも呼ばれ得ると思ふ）、費用補償企業の經營經濟學、家計の經營經濟學等々の經營經濟學に通ずる上位的或は一般的經營經濟學なる一科學成立の論理的可能如何に就いては、ここに言及しない。

上述せる所によつて明なる如く、何を以て、各個の類型的個別經濟の到達目標と定めるかは、斯學研究上の出發點であると同時に、斯學體系上の核心的問題でなければならぬ。何となれば、其の一定の目標によつて、斯學の生命たる認識目的が規範せられるからである。

私は既に、經營經濟學が、數個の相互に獨立なる部門に分立すべき所以を述べた。これによつて、私が各個の類型的個別經濟に對して、夫々相異なる到達目標を見んとする意圖を察せられたであらうと思ふ。

經營經濟學に於ける認識目的の規範者としての、これら數個の到達目標の總てに就て論ずることとは、今その餘悠を持たぬ。ここには、單に、營利企業の經營經濟學に於ける認識目的の規範者に就いて論ずるにとどめておく。

一

私は、經營經濟學が、其の本質の異なる各種の類型的個別經濟を夫々研究の對象とする實際的又は技術的科學として、純粹經驗科學としての理論的及び歴史的國民經濟學とは別個の科學であると解し、従つて、斯學の内容に對して先天的に與へらるべき一定の目標の決定が、斯學構成上の出發點であり、核心であることを見ることが前述した。

かゝる見地に立つて、營利企業の經營經濟學又は商工經營經濟學を構成せんとするに當たり、何を以て企業の（註五）到達すべき目標と定むべきであらうか。この問題はまことに斯學に於ける總ての問題の決定者に關する問題であり、換言すれば斯學の全性格に根本的影響を與へる問題である。

（註五）私は企業を分けて營利企業と費用補償企業との二つに分つ。従つて、單に企業といへば以上の二つを含む上位概念

を指す譯である。併しながら本文に問題とせられる企業は單に營利企業に止まるから、記述の便宜上、以下、營利企業といふべき場合に、常に企業といふ。乞ふ諒せよ。

かく、企業經營經濟學の認識目的を規範する、企業活動上の目標たるものが何等かの經濟的利益を内容とすべきものたることは疑が無い。

そこで、今、一企業活動が如何なる利害關係面に觸接してゐるかを考察するに、それにはおよそ、つぎの三つのが考へられるであらう。¹⁾

第一は、一企業が包括されてゐる社會全般の利害關係であり、第二は、當該企業に對して、何等か直接の給付關係に立てる人々、即ち其共働者總ての利害關係であり、第三は、其の企業を營む人格、即ち企業主體の利害關係である。

經營經濟學者は、これら三つの利害關係面のいづれの立場に立つて、企業活動の態容を觀察すべきものであらうか。そのいづれの立場に立つかの相異に従つて、同一の對象について研究しながら、斯學の認識目的は、自ら異なるものとなるであらう。まことに、右の三つの立場から、其のいづれを選ぶかは斯學の全性格を決定する問題であるといへる。

二

既に述べた如く、Schmalenbach は夙に、技術論または應用科學としての經營經濟學を主張したものであるが、其の爲めに彼が選ぶ所の指導的目標は先に舉げた、第一の協同經濟的利益であ

1) Sieber, a. a. O. S. 97.

る。彼はいふ¹⁾ 『著者の屬する傾向の經營經濟學者に對して、經濟的經營が本來興味を與へるのは、ただ、それが協同經濟の機關 (ein Organ der Gemeinwirtschaft) としてである。私經濟的な營利設備としての經營は彼の心を捉へない。正に、此の理由から、彼は、いつまでも斯學を私經濟論 (Privatwirtschaftslehre) と呼んでゐることが出来なかつた。其の名稱は、全く、彼の見解に矛盾してゐたといへる。此の傾向の經營經濟學者は、心安らかに、自分を國家經濟學者 (Staatswirtschaftler) だと感じてゐる。』而して、經營經濟學についての此の見解は決して新らしきものではなく、それは又、經營經濟的の方向を執つた官房學者の見解であると述べてゐる。更にまたいふ『かくて、何人かが、收入或は財産を收得するや、又は如何にしてそれをするかを見ることは吾が經營經濟學の精神ではない。吾人の學の精神は、ただ、如何にして、且つ如何なる方法で、經營 (der Betrieb) が協同經濟的生產性を示すかを研究することにあるのである。』

經營經濟學に對するかかる協同經濟の見解は又 Schär の斯學に於ける學的基調をなすものであるが²⁾、Schmalenbach の言説は殊に強く學界に共鳴を呼び、協同經濟的學派ともいい得べきものの發展を見るに至り、彼等は自ら、所謂私經濟的傾向に對して、意識的に、對立的地位にあると考へてゐる³⁾。

かくの如く、Schmalenbach が經營經濟學の指導的目標として選ぶところの協同經濟的生產性 (Gemeinwirtschaftliche Produktivität) なるものは、抑も具體的に把握し得るものであらうか。もつ

1) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 4. Aufl., 1926. S. 94 ff.
2) Schär. Hand Isbetriebslehre.
3) Sieber. a. a. O. S. 103

とも、彼自らはかかる見解を以て、絶對的のものとは考へてゐない。すなはち、いふ。「經營經濟學の精神についての此の見解は正當なものとして證明し得るものではない。他の人が、斯學を別様に解せんと欲するならば、彼はまた同等の權利を以てかくすることが出来るのである。それは内部的必至の問題に外ならぬ。」と。しかしながら、自ら、探つて經營經濟學の指導的目標となす以上は、その協同經濟的生產性の概念は具體的に其の内容を把握しうるものでなければならぬ。然らざれば、それは企業の活動態容に對する批判の基準たる資格を有せぬものである。然るに、Schmalenbach は、自ら、その目標として採れる協同經濟的生產性が正確なる、客觀的把握を受けうべきことについて明白なる疑を抱いている。かくて、ついにいふ、『そこで、吾々は次の如き見地に立つ。私經濟的利益なるものは究極に於て、本來、吾々の測定せんと欲する所のものではない。しかしながら、私經濟的利益のみが、必要なる確實性と計算者の善意とを確保し得ることを知つて、これを計算の目標として採るのである。』⁴⁾

かくて、彼が、最初に私經濟的利益を峻拒して、協同經濟的生產性を高調しながら、後に經營經濟學の内容的取扱上、私經濟的利益を目標とするに至れるは甚しき撞著といはねばならぬが、彼に於ては、かかる兩者の妥協が、決して矛盾と考へられてゐない。經營經濟學は、企業主體の地位に立つことなく、企業が、協同經濟内に於ける其の職能を最もよく完うし得んが爲めには、如何なる態容に於て活動すべきやを示すべきものであると主張する彼が、右の如く、翻つて、私

4) Schmalenbach, a. a. O. S. 95.

經濟的利益を重視して怪まざるは何故であるか。

彼はいふ。『かくてもなほ、吾々は一見然るが如く、矛盾に陥つてゐるものではない。此の處置を充分に首尾一貫せるものとして示すことが出来るのである。といふのは、國民經濟が一旦、私經濟的原則の上に建設され、それと同時に、根柢に於て、私經濟的効用はともかくも協同經濟的福祉と一致するとの原則が假定されてゐる以上は、此の假定をば亦、評價過程上にも擴張することは、首尾一貫せることであつて、これによつて矛盾に陥ることにはならぬ。このことは決して、吾々が此の前提の破れやすきことを信ぜざる意味ではない。しかし、吾々が前提を創るのではなく、經濟的組織の状態が、準繩としてこれを、吾々に與へてゐる。』

かくの如く、Schmalenbach は、現代の社會經濟組織の原則の中に、前述の如き自家撞著的の言説に對する、釋明の根據を求めんと努めてゐる。

嘗て、Seyffert 及び Schär に始まり、殊に Schmalenbach によつて、經營經濟學の協同經濟的目標が前記の如く明白に表式化されたことを以て、更生の個別經濟學が、Savary 以來二世紀半の久しきに互つて、私經濟的利益を目標として來た取引學 (Handlungswissenschaft) に對して、決定的な袂別を與へたものであるとなし、更に、舊私經濟學者が、かくの如く私經濟的利益と終始し得たのは、彼等が、重商主義の地盤に生育した、私經濟的利益と協同經濟的利益とが同一のものであると見る觀念から出發した爲であると唱へた。⁶⁾

5) Schmalenbach, a. a. O. S. 95.

6) R. Seyffert. a. a. O. S. 13-14.

所謂更生私經濟學の先輩學者たる Schmalenbach が右の如く、結局に於て、私經濟的利益と協同經濟的利益との一致を根本的前提としてゐるのに、Seyfert が舊私經濟學と近代私經濟學との區別をば其の目標における本質的區別の中に見んとするのは餘りに輕卒な斷定ではあるまいか。ひとり Seyfert のみならず、多くの後進經營經濟學者が、所謂協同經濟主義に追隨してゐるのは、Schmalenbach の謂ふ協同經濟的生產性なるものについて深き省察を加へることなく、これを以て、既に何等か自明的のものとして考へてゐる爲めではないかと思はれる。もとより協同經濟的生產性なる語が私經濟的利益なる語より、幾層倍もすべての人に甘美の響を與へることはいふまでもない。Schmalenbach 自らに於て、其の選擇が感情に基けることは、彼が目標の決定を以て客觀的に證明し得ざる内部的必至の事務としてゐることからも察せられる。

もとより、一私人として、企業活動の目標をいづれにおかんとするかは各人の内部的必至 (das innere Wissen) の事務として各人の自由に任されてあるかもしれない。しかしながら、一技術科學に於ける認識目的の規範者としての目標を定める場合には、其の目標となされるものが、普遍的に且つ具體的に其の内容を規定されねばならぬことは前述せる如くである。所謂、協同經濟學派の人々によつて、協同經濟の利益なるものが抑も何を意味するかに就て、何處にも明瞭な解明を與へられておらぬことは、まことに遺憾なことである。

抑も、協同經濟的生產性及びこれによつて自ら其の實現の程度を知らるべき協同經濟の利益な

るものは、かく何等の解明なくして直ちに目標とせらるべき程自明なものであらうか。

ひとたびこの疑問を抱けるものは、必ずただちに、かの由來遠き、國民經濟學上の方法論的根本問題に想到するであらう。如何に古るくから、此の問題を繞つて、激しき争が國民經濟學の内部に於て闘はれて來たかは何人もよく知る所である。まことに、協同經濟的生產性乃至は其の基礎概念たる協同經濟の目的なるものは國民經濟學の内に於て最も激しく争はれ、且つ最も見解の一致せざりし根本問題の一である。見よ、古くは重商主義、重農主義、自由主義學派より、倫理主義學派、空想的社會主義學派等を経て科學的社會主義學派に至り、更に進んでは、近代に於ける所謂排價主義學派と浪漫主義學派との對立に至るまでの諸多の經濟學說の分裂は、實に、此の問題に就いての見解の相異から生れ出たともいはれ得べき理由を否認し得ざる次第ではないか。此の問題に就いての諸學派の見解を詳しく考へて見ることは、今ここに其の餘悠を持たぬ。ここにはただ、此の問題に就いての最も適當なる参考書として F. Wunderlich が此の問題について著はせる一書⁸⁾が指摘されるべきであらう。

かくの如く、協同經濟的生產性乃至は協同經濟の目的、従つて又利益の概念は經濟學上、未だ何等の普遍、確定的の定義を與へられておらぬものである。經營經濟學上の所謂協同主義學派が又これについて、何等満足なる解明を與ふべき努力を拂つてゐぬこと既に述べた所である。かかる曖昧、不明確の概念を執つて技術的科學たる經營經濟學の指導的目標たらしめることの妥當如

8) Produktivität, Jena, 1926.

何は最早、問題にならぬと思ふ。かくいへばとて、個々の企業活動の指導者が其の企業活動の態容をして、なるべく社會一般の利益に適合するものたらしめんとする内部的情操の欲求を拒け、又は其の勸奨を無意義なりとするのではない。ただ、正確なる科學としての經營經濟學の目標として、かくの如き曖昧なる概念を執ることの妥當を疑ふといふにとどまる。

そこで、右の如く國民經濟學上争はれて來た問題について一言私見を述べておかねばならぬ。

私は、苟も現實的な協同經濟的利益乃至は目的が考へられんが爲めには、其の前提として、統一的に經濟的利益の附着する主體としての、完き協同經濟社會が制度的に實現してゐなければならぬと思ふ。かかる完き全體組織としての經濟は、無數の多様な個別經濟が分裂して相對立する現實の私經濟制度の變革によつて、始めて實現し得べき所である⁹⁾。現實の協同經濟的利益も亦隨つて生れるであらう。現實せざる協同經濟的利益に關する見解は單に論者の小主觀に止るべく、普遍妥當なる客觀的定義の與へられざるは寧ろ當然ではなからうか。

協同經濟主義學派の見解については、なほ問題が残る。それは、彼等によつて、多少、手法上の相異はあれ、原則的にひとしく認められてゐる所の、企業と協同經濟との利益が一致するとの觀念である。Schmalenbach を繞る人々のみならず、Frankfurt 學派の Schmidt も亦明に此の考を述べてゐる¹⁰⁾。

かくの如き、公私利害の一致を見る見解は正統經濟學派以來、久しく自由主義的、樂觀主義的

9) Vogel, Hauptprobleme der theoretischen Volkswirtschaftslehre auf sozialorganisierender Grundlage S. 16.

10) Schmidt, Organische Tageswertbilanz, 3. Aufl., 1929, S. 8. ff.

傾向の人々によつて執られて來た所であり、而して又、これに對して、激しき論難の加へられて來たことも更めていふを俟たぬ。私は今これらの論難を省みやうとするのではない。既に現實的な協同經濟的の利害のなき所に於ては、かかる論争は動もすれば恣意的に流れ易いであらう。しかし乍ら假に、多くの諸家によつて、抽象的に規定せられた種々なる協同的利害の概念を以て眞に妥當なるものとしても、それと各個企業の利益との一致に就ては、既に屢々傾聽すべき論難の加へられたのを知るのみならず、又其の論難を證明すべき多くの事實が現今の社會に於ても日常、吾々の耳目に觸れてゐることは何人も認める所であらう。茲に、一社會に於ける多くの個別經濟間の利害を調和することが社會政策の重要な任務となる所以が存する。¹¹⁾而して、それは現代の經濟組織の下に於ては協同經濟的の利益以上の絶對的價値の要求から起ると考へられる。

かく、企業の私經濟的の利益と協同經濟的の利益との一致に就いて疑の存する以上、Schmalenbachの如く具體的取扱上に私經濟的の利益を以て目標としながら、これ即ち協同經濟的の利益を目標とするものだとする釋明的論理は、何等、客觀的承認を要請し得べき資格なき議論といはねばならぬ。以上論じて來た如く、所謂協同經濟的の利益なるものが、其の概念内容に於て不明確なること、及び、これと私經濟的の利益との一致に就いて、疑の存するものありとの理由から、私は技術的科學としての商工經營經濟學が、これを以て、其の認識目的の規範者とするのは妥當でないと思ふのである。

11) H. Honegger, Volkswirtschaftliche Systeme der Gegenwart. 1925. S. 63. 參照

既に前節に於て論じた所から、所謂協同經濟的利益なるものが、企業の經營經濟學に於ける指導的目標としての資格について其の妥當を疑はれるならば、次ぎには一步退いて、吾々の視野を縮少しやう。

Lehmann はいふ。『經營の目的といふことについては、經營の協同經濟的或は全體經濟的目的と、其の個別經濟的目的とを區別せねばならぬ。協同經濟的立場からは、經營の目的は常に生産即ち財貨の生産或は用役の準備であるが、それは、何等かの方法で一般の欲望満足に役立つものである。個別經濟的立場からは其の任務は、収益を得んとして努力する所にある。その収益は、經濟主體、即ち經營に何等かの方法で利害關係を持つ人々の仲間（材料商人、労働者及び使用職員、資本提供者、經營指導者等）に所得として役立つものである』¹⁾。

既に、協同經濟的利益をば企業の經營經濟學に於ける指導目標として却けた吾々は、ここに、Lehmann の説くが如き企業關係者一般の利益を、經營經濟學の目標として採るべきものであらうか。Lehmann のこゝに舉げた企業關係者の一群中より、材料及び外來的用役並に信用資本の供給者を除ける意味に於て Nickisch の見解は此の設問を肯定的に解答してゐる。

Nickisch の經營經濟學が其の本質に於て技術的科學なることは同氏の Wirtschaftliche Betriebslehre 及び其の改版なる Die Betriebswirtschaft (I. u. 2. Lieferung) の内容を正視するものの疑を容

1) Lehmann, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, S. 37.

れ得ざる所であるのみならず、近くは彼自身、亦これを明言する所である。²⁾ このことに就いては動もすれば斯學の學問的性質に關する彼自身の言説、殊に Wirtschaftliche Betriebslehre の序文の劈頭に掲げられた周知の言葉 Neben der Volkswirtschaftslehre steht heute die Betriebswirtschaftslehre 等に誤まられて、輕率な誤解に陥り易き所であるから、特に注意を要するであらう。

然らば、技術的科學としての彼の經營經濟學に於ける規範的目標は何であるか。それは所謂 Wirtschaftlichkeit, 經濟性の概念である。³⁾

そこで、Nicksichが經營經濟學の規範的目標として、企業即ち獨立的派生經營に於ける共働者の一般的利益をとつて、企業の資本収益性を却ける、とするの立言を明にし、併せて、これを批評せんが爲めには自ら、彼に於ける、この經濟性の概念が如何なるものであるかを知らねばならぬ。

彼はいふ。『…經濟性 Wirtschaftlichkeit とは經營經濟的生産過程に於いて形成及び維持の法則が支配してゐることである。それ(經濟性)に對しては價值産出の最高可能性が尺度である。⁴⁾』換言すれば、企業内に於て最高の價值産出の可能性が發揮されてゐる場合に、最もよく經營經濟的生産過程に於いて形成及び維持の爲めの法則が支配してゐるのであり、即ち最大の經濟性が實現してゐるといふのである。

これによつて見れば、企業に於て創り出される價值、即ち彼の所謂經營成果或は經營収益な

2) Die Betriebswirtschaft. 1929. S. 32.

3) Wirtschaftliche Betriebslehre S. 1. Sieber, a. a. O. S. 132.

4) Wirtschaftliche Betriebslehre S. 81.

るものが經濟性の概念に於て甚だ重要な地位を占めてゐることが判るであらう。所謂經營收益 (Betriebsertag) なるものは經營收入 (Betriebsseinnahme) から諸費用を差し引けるものに當る。⁵⁾ 而して、ここに諸費用といふは原料、助成材料及び設備消耗の價值並に他の企業から給付された用役 (die Leistungen anderer selbständiger Betriebe) の價值の貨幣的表現を意味してゐる。⁶⁾ されば、彼に於ける費用の概念中には、通常の費用概念に於て考へられるが如く、勞賃及び給料並びに外來資本に對する利子 (die festen Löhne und Gehälter; die Zinsen für das fremde Kapital) を含まぬのであり、これらは、前拂的に經營收益中から支拂はれると見られてゐることは特に注意を要する點である。

費用概念の内容に關する彼の見解は、今日迄彼獨特のものに止るのであり、⁸⁾ 従つて彼の利潤 (Gewinn) の概念も亦顯著なる異色を持つ。(註六) 即ち彼の利潤とは經營成果から、確定勞賃、給料及び信用又は外來資本に對する利子を差し引ける殘餘である。而して、此の中に含まれるものは企業及び資本の保障額、參加又は自己資本に對する利子拂、企業指導者報酬及び總ての勞働者並に使用職員に對して、確定額以上に當然支拂はるべき殘餘の分前である。⁹⁾

(註六) 彼は、資本家的經濟が謬れる方法で利潤概念を創造的勞働と結びつける代りに資本と結びつけたことを遺憾とする。かくて今迄、人は成果の分配に於て正當なる尺度を棄て、資本の所有者に不當に大なる成果の分前を許して來たといふ (Op. cit. (Nicklisch, Der Weg aufwärts, Organisation. Stuttgart, 1922. S. 100.

かくて彼の所謂收益、Erttag は彼の利潤とは別個の概念たることを知るのであるが、此の收益

5) Wirtschaftliche Betriebslehre, S. 221.

6) Nicklisch, Grundfragen für die Betriebswirtschaft, 1928. S. 25.

更に、此の費用概念を別言すれば：『最も正確な意味に於ける諸費用は總經營支出と。支拂はれた給料、勞賃及び其の他の收益分前との差額に等しい』 (Wirtschaftliche Betriebslehre, S. 185)

7) Wirtschaftliche Betriebslehre, S. 221.

は更に企業に従事する總ての共働者、正確にいへば、其の勞働時間數と對照して、始めて經濟性の尺度たるべき其の大きさを認識することが出来るのである。¹⁰⁾ かくの如くして、NICKLICHの經營經濟學に於ける指導目標は、彼に於ける所謂、自己資本の利子及び資本と企業との保障額即ち普通の意味に於ける資本の利潤にあらずして、企業に於ける共働者一般に關する所謂、經營收益なることを知るから、企業に於ける總ての共働者の一般的利益が彼に於ける指導目標なり、と見るのである。而して、彼の所謂、經濟性なるものは、更に、此の場合の批判に關聯して重要な意義を有する性質を持つ。即ち、經濟性は其の形成の過程より見れば、企業の共働者なる、使用人、勞働者、企業の主體の間に於ける收益の正當なる分配(Seechte Verteilung)に必然的に依存する。¹¹⁾ これ彼が其の著、Wirtschaftliche Betriebslehreの劈頭に、經營經濟學に於て經濟性と表裏する根本問題として、經營成果の經營内總共働者の間に於ける分配の問題を特に指摘する所以である。¹²⁾ かくて、彼の經營經濟學に於て指導目標とされてゐるものは、所謂正當なる分配の基礎に立つものであるから、技術的科學に於ける其の適否を批判せんが爲めには、『正當なる分配』が客觀的妥當性を以て決定し得られるものなりや、否やが考察されねばならぬ。彼は使用職員、勞働者に對して正當なる分配を要求するが故に、又企業資本家が不正當なる利益分前を要求することを厳しく非難する。『資本によつてではなく、此の不正當によつて所謂資本主義が生じたのである。』¹⁾ といつてゐる。

8) Dusemund, Der betriebswirtschaftliche Gewinn Begriff in seiner historischen Entwicklung, S. 122

9) Wirtschaftliche Betriebslehre, S. 81.

10) a. a. O. S. 221.

11) a. a. O. S. 82. Die Betriebswirtschaft, S. 557.

12) Wirtschaftliche Betriebslehre, S. I.

然らば、何が正當なる資本の分前であり、何が正當なる、個々の使用職員、労働者の分前であるか。

Nicklisch は労働者の分前については、其の利潤分配に對する參與は自然的權利(ein natürliches Recht)に屬す、¹⁴⁾といつてゐるが、かくの如きは彼の所謂 *Gerechtigkeit* の概念が元來多分に倫理的色彩を帯びてゐる所から生れるのである。¹⁵⁾かくの如き正當性の概念に對して、客觀的妥當性を有する内容を與へることの困難なることはいふまでもない。今假りに一步を譲つて、Nicklisch のいふが如く、正當なる労働者の分前が

一、最少生存要費たる労働者側に於ける給付上の支出、

二、販賣に際して明白に現はれる、企業に於ける給付の價值、

三、契約的に豫め支拂はれる賃銀額、

四、企業の有する賃銀支拂能力、

等の四つの事情を考慮することによつて、¹⁶⁾何らか、一定の社會關係に於いて、正當なる労働者の分前の概念が抽象的に構成され得るとしても、個々の企業について、個々の労働者に對する如何なる具體的の分前が、一定の事情の下に於て、正當なりと認められ得るであらうか。此の問題の有する困難の性質が如何なるものかは、ひとたび具體的事例を取扱ふ場合に何人も容易に看取し得る所であらう。

13) Nicklisch, Organisation, S. 100.

14) Wirtschaftliches Betriebslehre, S. 114.

15) Putensen, Das problem der Gewinnbeteiligung der Arbeitnehmer, S. 41.

16) Die Betriebswirtschaft. S. 268.

まことに、Nicklisch のいふが如くんば、經營經濟學は中世自然法學者以來、經濟政策學者、社會改良論者に與へられた最も困難なる根本問題に直面せしめられるのみならず、¹⁷⁾更に又、併せて此の困難なる具體的解決の問題に任せしめられることになる。

而して、これらの難問たるや、到底、具體的には客觀的妥當性を有する解決を期し得ないものであると私は惟ふ。このことは使用職員の正當なる分前、企業主體の正當なる分前についても同様にいへる。

以上、論ずる所から、企業の主體、使用職員、労働者等、企業内の共働者間の正當なる利益の分前の基礎に立つとされる、Nicklisch の經濟性の概念は、その正當なる利益の分前の概念が抽象的にも、具體的にも、これが規定に伴ふ曖昧性の故に、技術的科學としての、企業の經營經濟學に於ける指導目標として、その適性が疑はれると思ふのである。

かく立言するは、所謂貪婪なる資本家の要求を直ちに是認し、又は、これを回避若しくは排除せんとする個人的乃至社會政策的努力を否認せんとする意にあらざるは勿論である。

四

以上の二節に於て、私は、企業の觸接する二つの利益關係面としての社會一般の經濟的利益と企業従業者の全般に關する利益とが商工經營經濟學の指導目標たる資格についての疑を表明した。

かくて、最後には、企業主體の利益、即ち資本の利潤率が商工經營經濟學の指導目標として選

17) Sieber, a. a. O. S. 134.

擇せらるべきであらうか。斯學をば經驗的認識に立脚し、計數的觀察の方法を用具とすべき技術的科學として考へる私は、其の認識目的の規範者たる指導目標の選擇上、右の質問を肯定せんとするものである。

換言すれば、企業の収益力の繼續性を毀損せざる範圍に於ける最高の、自己資本の利潤率、即ち適度なる利潤率 (optimale Rentabilität) が企業の經營經濟學に於ける指導目標として採るべきものと思惟される。

此の問題については、固より、なほ論すべきものが残つてゐるが、今は既に紙面の餘悠を持たぬから、別の機會を待つことにする。